

# 京阪バス

## ご利用ガイドブック

平成18年4月1日 **新スタート...**

京阪バス・京阪宇治交通・京阪宇治交通田辺3社合併



**新登場** 地区定期券「男山地区」

旧京阪宇治交通くずは地区の利用エリアを大幅拡大!!  
「八幡地区」もできました

**新登場** ワイド定期券

大阪府内と八幡市内の京阪バスが1ヶ月11,340円で全線乗り放題!!  
(3ヶ月・6ヶ月定期券もございます)

**新登場** 特別定期券  
「男山地区(210円区間専用)」

新しい男山地区内でご利用いただけます

**利用エリア  
拡大** にこにこミニバス  
「樟葉駅エリア」

旧京阪宇治交通・京阪バスの“にこにこミニバス”を統合し、  
利用エリアを拡大

# ごあいさつ

京阪バス株式会社、京阪宇治交通株式会社、京阪宇治交通田辺株式会社の3社は、平成18年4月1日（土）に合併し、京阪バス株式会社として新しくスタートいたします。

これからも皆様の身近な足として、安全快適な輸送に努めてまいります。通勤、通学、おでかけに、新しい京阪バスをご利用いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 京阪バスよりうれしいお知らせ

- \* 地区定期券に「八幡地区」「男山地区」を新設します。
- \* 特別定期券に「男山地区(210円区間専用)」を新設します。
- \* 八幡市駅から190円区間専用の京阪八幡一特区定期券を新設します。
- \* にこにこミニバス樟葉駅エリアの利用範囲を拡大します。
- \* 樟葉地区定期券の利用範囲を拡大します。
- \* 大阪府下全線定期券がさらに八幡市内まで利用範囲を拡大し、「ワイド定期券(全線定期券)」として生まれ変わります。
- \* 「家具町一丁目・峠・家具町二丁目・家具団地・大阪工大・北山中央・ポエムノール北山」相互間の運賃を210円に統一いたします。  
(摂南大学薬学部～家具町二丁目南・ポエムノール北山間も210円になります。)

➡ 定期券の利用範囲、金額等については7、8ページをご覧ください。

### ◆ 次の乗車券は発売を終了します ◆

- ・ 京阪バス・京阪宇治交通共通回数券
- ・ 京阪バス・京阪宇治交通共通月極め回数券
- ・ 京阪宇治交通専用定期回数券

長らくのご利用ありがとうございました。



# 合併による Q & A

**Q** 今、乗っているバス路線や運賃はどうなるの？

**A** 運賃やダイヤの一部調整を行います。従来の路線や便数の変更はございません。  
また、バスや停留所のデザインについても当面変更ありません。  
なお、「あかねヶ丘」停留所は「欽明台西」停留所に名称を統一します。

**Q** 今までの京阪宇治交通、京阪バスの定期券はそのまま使えるの？

**A** はい。有効期限まで引き続きご利用いただけます。  
例えば「男山地区」として利用範囲が拡大した従来の京阪宇治交通専用「くずは地区」定期券は、そのまま新しい「男山地区」の範囲がご利用いただけます。（お客様のご希望により、同一運賃区間の定期券であれば同一期間の新地区定期券に書き換えいたします。4月23日までは無手数料でお取り扱いいたします。）

**Q** これまでの紙製回数券は使えるの？

**A** 現行の京阪バス専用の回数券は今までどおりご利用いただけます。  
京阪バス・京阪宇治交通共通回数券は、発売は中止いたしますが、すでに発売された回数券についてはこれまでどおり、京阪バス・京阪宇治バス・京阪シティバスでご利用いただけます。（いずれの回数券も有効期限はありません。）

**Q** 現在、京阪バスと京阪宇治交通の定期券を2枚持っているのですが、どちらもワイド定期券の利用範囲に含まれています。ワイド定期券に作り換えてもらえますか？

**A** ワイド定期券の利用範囲に京阪バスの定期券と京阪宇治交通の定期券が含まれる場合には、今後1枚のワイド定期券で利用できるようになります。お持ちの定期券の有効期間の途中で切り替える場合には、一旦これまでの定期券を払い戻した上で、新規でワイド定期券をご購入願います。なお、払い戻しと同時に新規購入される場合には平成18年4月23日までの特例措置として4月1日を基準に払い戻し額を計算した上、無手数料でお取り扱いいたします。  
ワイド定期券以外でも1枚の定期券にまとめることができる場合がございますので、定期券を2枚お持ちの方は営業所にお問い合わせ願います。（乗車区間により1枚にならない場合もございますのであらかじめご了承ください。）

**Q** 合併により、利用している区間の定期券代が安くなったのですが…

**A** お持ちの定期券は一旦払い戻しいたしますので、同時に別途新しい定期券をお買い求め下さい。この場合の払い戻しは、平成18年4月23日までの特例措置として4月1日を基準に払い戻し額を計算した上、無手数料でお取り扱いいたします。